

家主と地主

7月号
Vol.70

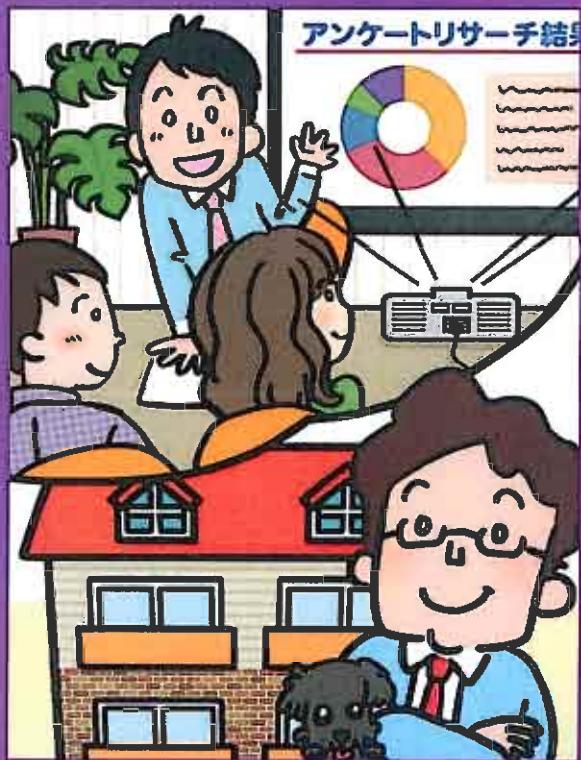
高齢者向け賃貸住宅最前線
2025年には独居老人が700万世帯

住まい手のニーズが見える
リノベーション最新事例



新不動産活用で稼ぐ家主の着眼点

民泊だけじゃない



今月のTOPICS

- ◆築50年木造アパートを商業施設に再生
- ◆個性派ショッピングを誘致し地域活性に一役
- ◆マンションの1階に学生向けサロンをオープン
- ◆自主学習や読書、就学相談の場として注目
- ◆投資家向け空き家見学会を実施
- ◆専門家のサポートで初心者も安心して参加

**熊本地震でわかつた
損壊建物の共通点**

賃貸ビルの耐震改修について
ビルオーナー二代目のQ社長
と友人の弁護士A氏が対話し
ました。



旧耐震建物は診断と改修が努力義務

る権利はあるよね？

そう。民法では貸貸人
が修繕義務を負うこと
と定められている。たとえ、特約で
「賃借建物はすべてテナントが修

施すべき義務を負うなどと定めても、天井、壁、床、柱、梁などの主要構造部分については賃貸人が修理義務を負うんだ。耐震改修は、通常

耐震改修の義務を負わない
うちが所有して

フィスピルは、昭和50年
築、7階建て床面積合計1500
㎡で、数社のテナントに賃貸して

Q社長 A主任 いえ、最近耐震診断を受けた結果、「耐震改修の必要あり」との報告を受けたんです。それを知ったテナントから、修繕義務の履行として耐震改修を行うよう要求されていますが、そんな義務はあるの？

結論的には、そうした義務はないね。

それならいいけど。でも、テナントとしては

A元士 確かに問題は、ビルの設置または保存の瑕疵が認められるか。**根底**とは、建物

などの工作物が通常有するべき安全性を失っていることを意味する。貴社のビルは、旧耐震基準のもとで建築されたビルで、新耐震基準により耐震改修を必要とされる。そうすると、耐震強度不足と指摘されていながら耐震改修をしていないことが、「瑕疵」に当たるかが問題となつて来る。

「え、ヤバい、間違ったの?
A社は?
B社は?
るんですか?
一応聞いてくれるかな
まず、新耐震基準とは

謂した建物を対象に適用される基準で、中規模地震(震度5強程度)に対してもほとんど損傷を生じないことが、かつ大規模地震(震度6強をもつてしらず程度)に対して人命に危険を及ぼすような倒壊等の被害を生

しないことを目標とするもの。併し、旧耐震基準は、それ以前に建築された中規模地震(震度5程度)で、申請した建物に適用されるが、対して大きな損傷を受けないことを目標とするものだ。

A 耐震改修の必要ありと
判断された建物は安全性に疑問
これらの判例によると
建物などの「瑕疵」はま

古い建物の耐震改修など、いろいろな分野で活躍しているんだ。



株式会社
日本法律事務所
(東京都中央区)
相王館

Profile
東京大学法学院卒業。昭和62年第一東京弁護士会に登録。阪沼総合法律事務所パートナー。
主たる業務分野は不動産取引関係の法務、企業法務、相続・遺言の法務、著作権、労働訴訟等の法務など。

修理をしなければならないのかが問題だ。

やつぱり、どうなんですか。それで？

これについては、東京地裁の判例(平成22年7月30日)は、耐震改修にかかる修理義務はないとの判断しているんだ。判例によると、修理義務の内容は、契約の時点において契約内容に取り込まれた賃貸物件の状態を基準として判断されるべきで、仮に物件に不完全な箇所があつたとして

占有者として責任を負つことを
なるほど。じゃあ次の
問題だけど、うちのオ
フィスビルは、耐震改修はしてい
ないんだけど、今後の震度6、7の
地震によるビルの倒壊や破損でテ
ナント、顧客や通行人などの第三
者に死傷事故などを生じさせない
か心配なんです。地震でこうした
事故が起きた場合、所有者である
うちの民事責任はあるんでしよう

めらわ テナント 管理会社と共に
責任を負うとする判例も多々出で
いるんだ。

そうすると、貴社の所有ビルに
欠陥がありと判断されれば、所有
者＝貸人である貴社は、通常の
賃貸借契約書の定めでは、物件内
に立ち入り点検でき、また修繕工
務を負うとされていること等から
賃貸建物を事实上支配する立場に
ある者として、「占有者」としての
責任を負う可能性があるね。

では、うちのビルに欠
陥があるということです
すか？ それは今のところ指摘さ

である場合には、それを完全なものにする修繕義務を賃貸人は負わない。そして、賃貸借契約上は、対象建物の耐震性能については、「その建築当時に予定されていた耐震

または保存の瑕疵によつて第三孝者に損害を生じた場合は、第一次的にその占有者が責任を負い、占有者において事故の発生防止に必要な注意をしていた場合は、所有者が最終的に責任を負つて付けた占有者は、土地の工作物を事實上支配する者であり、テナント・管理会社などがこれに当たる。所有